

## 第 4 2 号議案

豊川市職員退職手当支給条例の一部改正について

豊川市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 2 9 年 6 月 2 日提出

豊川市長 山 脇 実

豊川市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

豊川市職員退職手当支給条例（昭和 3 0 年豊川市条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 0 項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) その者が次のいずれかに該当する場合

ア 特定退職者であって、雇用保険法第 2 4 条の 2 第 1 項各号に掲げる者に相当する者として市長が定める者のいずれかに該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法（昭和 2 2 年法律第 1 4 1 号）第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

イ 雇用保険法第 2 2 条第 2 項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第 2 4 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる者に相当する者として市長が定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

第 9 条第 1 1 項第 5 号中「の紹介」を「、職業安定法第 4 条第 8 項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第 1 8 条の 2 に規定する職業紹介事業者の紹介」に改める。

附則中第 1 5 項を第 1 6 項とし、第 1 4 項を第 1 5 項とし、第 1 3 項を第 1 4 項とし、第 1 2 項の次に次の 1 項を加える。

1 3 平成 3 4 年 3 月 3 1 日以前に退職した職員に対する第 9 条第 1 0 項の規

定の適用については、同項中「第 28 条まで」とあるのは「第 28 条まで及び附則第 5 条」と、同項第 2 号中

「イ 雇用保険法第 22 条第 2 項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第 24 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる者に相当する者として市長が定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認め  
たもの」

とあるのは

「イ 雇用保険法第 22 条第 2 項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第 24 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる者に相当する者として市長が定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認め  
たもの

ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第 5 条第 1 項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第 24 条の 2 第 1 項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認め  
たもの（アに掲げる者を除く。）」

とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 9 条第 11 項第 5 号の改正規定及び附則第 3 項の規定は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の豊川市職員退職手当支給条例（以下「新条例」という。）第 9 条第 10 項（第 2 号に係る部分に限り、新条例附則第 13 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した豊川市職員退職手当支給条例第 1 条第 1 項に規定する職員（同条第 2 項の

規定により職員とみなされる者を含む。)をいう。以下同じ。)であって豊川市職員退職手当支給条例第9条第1項第2号に規定する所定給付日数から同項に規定する待機日数を減じた日数分の同項の退職手当又は同号の規定の例により雇用保険法(昭和49年法律第116号)の規定を適用した場合におけるその者に係る同号に規定する所定給付日数に相当する日数分の同条第3項の退職手当の支給を受け終わった日が平成29年4月1日以後であるものについて適用する。

- 3 退職職員であって雇用保険法等の一部を改正する法律(平成29年法律第14号)第4条の規定による改正後の職業安定法(昭和22年法律第141号)第4条第8項に規定する特定地方公共団体又は同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介により職業に就いたものに対する新条例第9条第11項(第5号に係る部分に限り、豊川市職員退職手当支給条例第9条第15項において準用する場合を含む。)の規定は、当該退職職員が当該紹介により職業に就いた日が平成30年1月1日以後である場合について適用する。

---

#### 理 由

この案を提出するのは、雇用保険法の一部改正を踏まえ、退職した職員に係る失業者の退職手当について、所定の給付日数を延長して支給することができる者及び移転費の支給の対象となる者の範囲を拡大する必要があるからである。